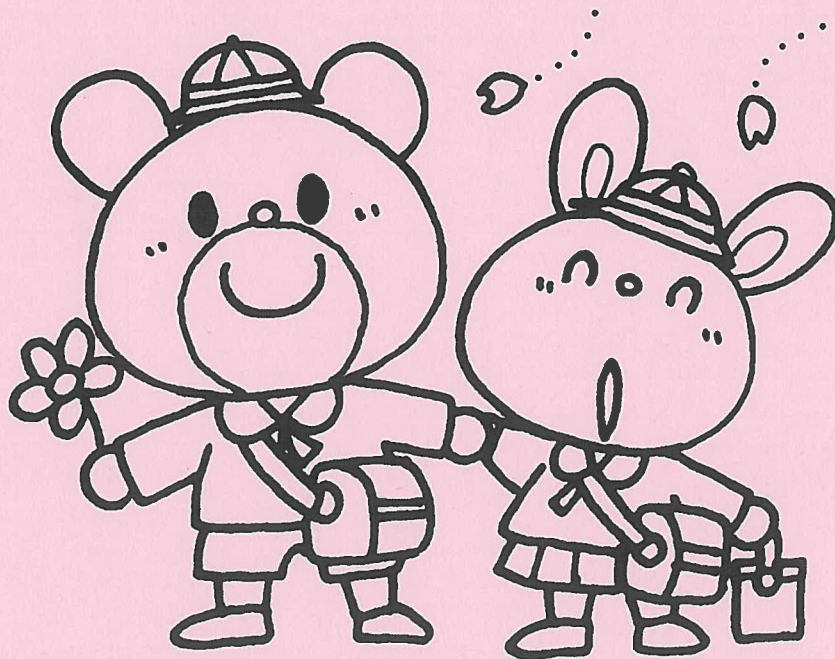


令和 8 年度

郷幼稚園のしおり



鏡野町立郷幼稚園

〒708-0342

岡山県苫田郡鏡野町薪森原721番地1

Tel・Fax 0868(54)0407

令和8年度 入園説明会

1 「郷幼稚園のしおり」説明

郷幼稚園（重要事項説明書）P1～P7

幼稚園教育について P8

基本的な生活習慣について P9

お知らせとお願い P10、11

別紙1 準備物についてのお願い

別紙2 給食等についてのお願い

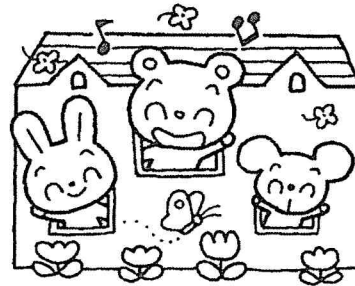
別紙3 預かり保育について

別紙4 出席停止について

別紙5 スポーツ振興センター

災害給付制度について（幼稚園でけがをした場合）

別紙6 個人情報の取り扱いのお知らせ



2 その他

提出物について

入園式について

提出物について・・・郷幼稚園にご持参ください

- ① 幼児家庭生活調査票
- ② 緊急連絡カード（緊急の場合に連絡をする順番に電話番号を記入）
- ③ 同意書・・・名前を記入して必ず印を押してください。
重要事項説明書 同意書
個人情報 同意書
スポーツ振興センター災害給付制度 同意書

※ 提出期限 3月23日（月）

用品等追加の注文、変更分もこの日にはお渡しできるように準備します。

郷幼稚園(重要事項説明書)

(令和8年2月 現在)

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は次の通りです。

1 設置者

岡山県苫田郡鏡野町

2 管理者

鏡野町子育て支援課

3 幼稚園の目的

幼児を保育し適切な環境を与えてその心身の発達を助長し、社会に適応するように育成すること。

4 運営方針(教育目標)

豊かな心と健やかな体を育み、いきいきと遊ぶ子どもの育成

めざす幼児像

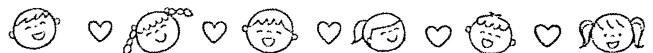
- ① 思いやりのあるやさしい子ども
- ② 基本的な生活習慣が身に付き健康な子ども
- ③ 友達と意欲的に楽しく遊ぶ子ども
- ④ きまりや約束を守り生活する子ども
- ⑤ 自分で考え最後までがんばる子ども
- ⑥ 自然に親しみ興味や関心を持つ子ども

重点目標

3歳児 保育者や友達と親しみ、友達と触れ合いながら安心して自分のしたい遊びに取り組む。

4歳児 自己の興味や関心を深めて遊びこみ、友達とともに遊ぶ楽しさを感じる。

5歳児 小学校教育への接続を見通しながら、子どもの「育ち」や「学び」の状況を理解していく。



5 幼稚園の概要

名称	鏡野町立郷幼稚園
所在地	岡山県苫田郡鏡野町薪森原721番地1
電話番号	0868-54-0407
創立年月日	大正13年4月
許可認定年月日	昭和25年8月
園長氏名	内田 昌子
利用定員	3・4・5歳を合わせて30人
職員数	常勤3人 非常勤1人
職員への研修の実施状況	職種・経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全職員に実施
園医・歯科医	藤本診療所 藤本 叔作 椋代歯科医院 椋代 達典

6 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から金曜日まで
始業時間	午前8時30分
終業時間	午後2時00分
預かり保育の実施状況	月曜日から金曜日 終業時間から午後5時00分まで 長期休業中 午前8時30分から午後5時00分まで ※実施除外期間有
休園日	日曜日、土曜日、国民の祝日 学年始業休業日 4月1日から4月3日まで 夏期休業日 7月21日から8月26日まで 冬期休業日 12月25日から1月6日まで 学年末休業日 3月29日から3月31日まで 園長が教育上特に必要と認めた日（子育て支援課に予め届出をする）

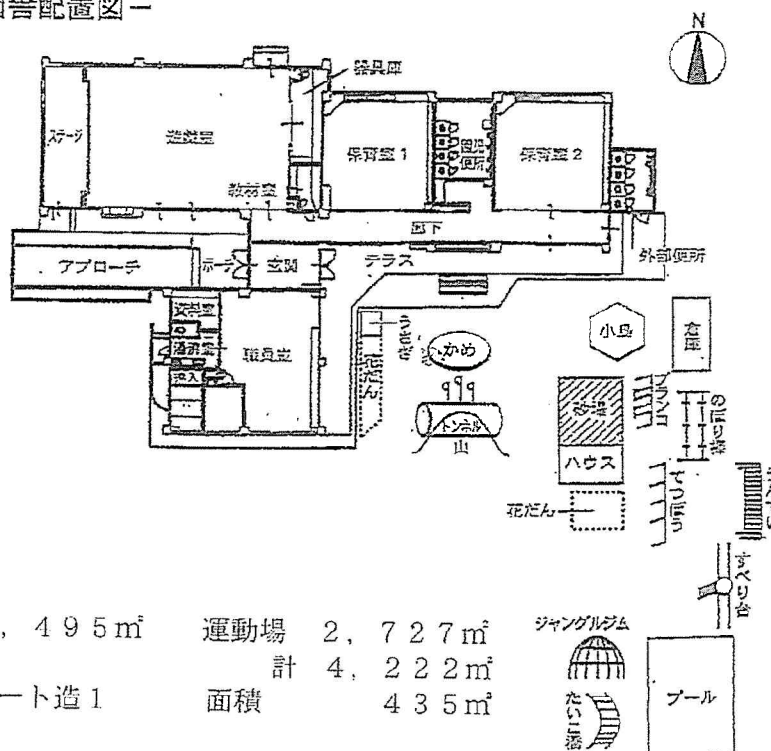
※幼稚園は小学校と同じ3学期制となっています。夏休み・冬休み・春休みがあります。

※年間予定表により休園日が異なる場合があります。

7 施設・設備の概要

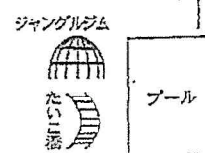
敷地面積	4,222㎡
園舎	鉄筋コンクリート構造 1階建て 延床面積 435㎡
施設の内容	園舎敷地 1,495㎡ 職員室・保育室 2室・遊戯室・幼児用トイレ 1ヶ所・倉庫 運動場 2,727㎡

—園舎配置図—



—園の概要—

面積	園舎敷地 1,495㎡	運動場 2,727㎡	計 4,222㎡
園舎棟	鉄筋コンクリート造1	面積 435㎡	



8 職員体制

職 名	人 数
園 長	1 人
教 諭	1 人
常勤講師	1 人
非常勤講師	1 人

9 学級編成

学 級	定 員	担当職員
年少組 3 歳児 (さくら組)	} 合わせて 30 人	クラスの園児数によって変動
年中組 4 歳児 (たんぼぼ組)		
年長組 5 歳児 (すみれ組)		

10 毎日の保育・教育の流れ

1日保育の場合		午前中保育の場合	
時 間	内 容	時 間	内 容
8 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> 登園する 持ち物の始末をする 	8 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> 登園する 持ち物の始末をする
9 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> 朝の会をする 好きな遊びをする 	9 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> 朝の会をする 好きな遊びをする
1 0 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> 片付をする 全園児で体操・集団遊びをする 	1 0 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> 片付をする 全園児で体操・集団遊びをする
1 0 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> 各クラスの活動 	1 0 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> 各クラスの活動
1 1 : 4 5	<ul style="list-style-type: none"> 給食の準備をする 給食を食べる 絵本を見る 	1 1 : 1 0	<ul style="list-style-type: none"> 降園の準備をする 帰りの会をする 絵本を見る ・歌をうたう
1 3 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> 歯磨き・休憩 掃除をする (静かな)好きな遊びをする 折り紙・ぬり絵・工作等 	1 1 : 3 0	<ul style="list-style-type: none"> 降園する
1 3 : 4 0	<ul style="list-style-type: none"> 片付けをする 降園の準備をする 帰りの会をする 		
1 4 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> 歌をうたう 降園する 		



登園は8:30~8:50です。
みんなと一緒にスタートできる
ようにしましょう。

始業式・終業式は午前中保育で 11 時降園です。さくら組は、5 月 1 日まで午前中保育で 11 時半降園です。連休明けの 5 月 7 日からさくら組も給食が始まり、14 時降園となります。

11 保護者に用意していただくもの

入園時にご用意いただくもの (別紙 1 準備物についてお願い)

- ・幼稚園から購入をお願いした物 クレヨン、粘土、マーカー等
- ・シューズ、コップ、袋類 (着替え・シューズ・コップ・絵本・お弁当) 等
- ・幼児家庭状況調査表 (家族構成・幼児の健康や体調を確認等)
- ・緊急連絡カード 保護者の緊急連絡先

12 保護者の負担について

(1) 保育料

国の無償化事業により、必要ありません。

(2) 保育料以外の費用 (毎月 20 日前後が集金日)

- ① クラス費 (個人のものやクラスで使用する教材を購入) 絵本代 (440 円程度) 込み
毎月 1000 円
- ② 牛乳代 毎月 1500 円程度
- ③ PTA 会費 (総会で決定) 毎月 500 円 全園児
- ④ 給食費 毎月 3500 円程度 (給食回数によって違います)
- ⑤ 上記のほか、実費集金が必要な場合もあります。

13 年間行事予定表

月	主 な 行 事
4 月	始業式, 入園式, 歓迎会, 家庭訪問, PTA 総会, 参観日, 避難訓練, 野菜の苗植え
5 月	親子遠足, さつまいもつるさし, 交通安全指導, 内科検診, 園外活動
6 月	歯磨き指導, プール掃除, プール開き, 引き渡し訓練, 町内年長児交流会
7 月	七夕会, 夏祭り, 個別懇談会, 1 学期終業式
8 月	登園日 (リ・ユニオン), 2 学期始業式
9 月	お月見クッキング, 避難訓練 (消防署招聘)
10 月	ハロウィンパーティー, さつまいも掘り, 視力検査, 観劇 (芳野こども園との交流), 歯科検診 (芳野こども園との交流), 運動会
11 月	避難訓練 園外活動 (バス遠足)
12 月	生活発表会, クリスマス会, 個別懇談会, お飾り作り (郷老人会との交流会), 二学期終業式
1 月	三学期始業式, とんど (郷老人会との交流会), 避難訓練, 昔遊び (郷老人会との交流会)
2 月	豆まき, 一日入園, 入園説明会 不審者対応訓練
3 月	ひな祭り会, いちご狩り, お別れ会, 卒園式, 修了式

※英語あそび・外部講師により月曜日 (年間 22 回) に実施しています

※年間 2 回、茶道体験を実施します。また、年間 4 回、音楽リズム遊びをします。

※造形遊び・町の生涯学習課より講師を招聘し、毎月実施しています。

14 給食について (別紙2 給食のお願い)

- ・全日保育の日は、基本は毎日給食（業者による）です。
 - ・月に1～2回程度、わくわく会食やクッキングをします。
- ※アレルギー対応：保護者と連携して除去食等で対応します。

15 預かり保育について (別紙3 預かり保育について)

郷幼稚園の預かり保育は、就労のため、家族の病気、急用が生じて家庭での保育が困難な場合など事由のある場合のみ預かり保育を利用できます。

また、無償化事業（保育の必要性がある方）の要件に該当し、利用を希望される方は、「就労証明書」等の申請用紙をお渡ししますので、幼稚園までお知らせ下さい。

16 連携について

幼稚園は幼児にとって初めての集団生活であり、幼児の生活は家庭から連続しているために保護者と協力・連携することが不可欠です。保護者の方の気持ちに寄り添いながら共に子どもたちの成長のために保育を行います。わからないことや聞きたいことがありましたら、いつでも職員にお尋ねください。

- ・園だより・・・園だよりは園と家庭とをつなぐおたよりです。行事予定、連絡事項、保育に関する事などをお知らせします。
- ・連絡帳・・・個別の園での様子やお知らせしたいことをお知らせします。
- ・降園時・・・1日の様子をお話しします。行事等によっては、写真の掲示をします。

17 健康診断、健康管理について

規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

(1) 健康診断・健康管理

4月実施	尿検査	全園児 1回
5月実施	内科検診	全園児 1回
10月実施	歯科検診	全園児 1回
隔月	身体測定	全園児 6回（幼稚園で実施）
隔年	視力・聴力検査	全園児 1回（幼稚園で実施）

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・発熱時の対応
病気のときは休むのも、大切な保育です。機嫌がよくても37.5度以上の熱がある場合は連絡しますので、お迎えをお願いします。
- ・園での与薬について
投薬は原則として園では行いません。やむを得ず、園で薬を服用しなければならない時は、薬服用依頼連絡票に記入し、薬とともに担任に渡してください。用紙は園にあります。

18 感染症対策について

- ・感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、学校保健法の規定に基づき感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施し、万が一発生した場合はおたより、掲示板等で保護者連絡を行います。
- ・出席停止について **(別紙4 出席停止について)**
はしか・耳下腺炎・水痘・インフルエンザ・コロナウイルス感染症等の病気は出席停止扱いになります。必ず園に連絡し、出席停止の用紙をもらってください。医師の登園許可が出たら、登園させてください。(インフルエンザ・コロナウイルス感染症は保護者証明)

19 医療的ケアが必要な幼児の保育について

- ・医療的ケアが必要な児童を保育する場合は、家庭や医療機関と連携し、専門的な助言や援助を受けながら、全職員が共通理解をして適切な保育を行います。

20 特別支援教育について

- ・特別な支援を実施する場合は、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、町の臨床心理士や支援学校のセンター的機能、津山西小学校通級指導教室の援助を活用しつつ、家庭、医療、福祉などの関係機関と連携し保育を実施します。
- ・家庭との合意形成の上、幼児一人一人の教育的ニーズを把握し、もてる力を高め、友達との良好な関わりを目指し、個別の指導計画等を作成して適切な指導又は支援を行います。

21 緊急時における対応

- ・保育・教育の提供中に、幼児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。
保護者と連絡が取れない場合には、幼児の身体の安全を最優先させ、校医やかかりつけ医等に相談し、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、予めご了承願います。
- ・大雨や暴風等の警報などが発令された場合の対応には、年度初めに文書でお知らせします。

22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画・防火体制を構築し、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	内田 昌子
消防計画届出年月日	鏡野町西消防署 令和5年4月1日
避難訓練	4月 避難訓練(火災の場合) 5月 引き渡し訓練 6月 避難訓練(大雨の場合) 9月 避難訓練(地震と火事の場合) 11月 避難訓練(火災の場合) 2月 避難訓練(不審者対応)
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ感知器 有 ・消火器 3本 ・その他 カーテン、敷物の防災処置 有

23 苦情相談窓口

- ・要望・苦情等は、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を随時受け付けています。

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保健の種類	保険の内容	保険金額	備考
傷害保険	P T Aの活動中の怪我や事故	死亡後遺症の場合 2 0 0 0 千円 入院保険金日額3 0 0 0 円 通院保険金日額2 0 0 0 円	三井住友海上
普通傷害保険	学校支援者補償制度		日本P C A教育振興会

※保護者の方の同意をもらい、幼稚園での怪我などに対応するために、日本スポーツ振興センターに加入します。(別紙5 日本スポーツセンター災害共済について)

25 業務の質の評価について

幼稚園の自己評価	実施方法：幼稚園職員の自己評価に基づき、全員で話し合い、自己評価を実施 公表方法：園だよりで配付 子育て支援課に報告
鏡野町人事評価	実施方法：個人マネジメントシート、能力評価を実施
教育調査	年1回保護者にアンケートを実施 公開方法：園だよりで配付 子育て支援課に報告

26 地域の育児支援

年間4回程度、園庭開放等を実施しています。

27 個人情報の取り扱いについて (別紙6 個人情報の取り扱いについて)

- ・園の様子を伝える通信を作成し配布させていただきます。また、広報誌、鏡野情報局のテレビ等においても園児の写真・氏名・活動の内容等、個人情報を表記させていただくことがあります。毎年保護者の方に同意書で、掲載の可否の確認をさせていただいております。
- ・幼稚園で園児の園生活の場面や行事の様子を写真撮影させていただきます。その写真は「リコーこども成長アルバムそだちえ」を通して販売しています。「リコーこども成長アルバムそだちえ」の写真閲覧、購入につきましては、新年度にルームキーの配付をいたします。
- ・緊急連絡は、PTA 会長さんを通じ、保護者のライングループで連絡していただいております。また、園からは「そだちえ」の連絡システムを活用して、情報をお伝えいたします。電話やメールでの個別の連絡を希望される方は、その旨を年度初めに園にお伝えください。





幼稚園教育について



4月からは、新しいお友達や先生に囲まれて「社会生活」の第一歩の幼稚園生活が始まります。これからのお子さんの生活を実り多いものにするために、幼稚園生活で身につくことや、育つことを知っていただきたいと思います。

① **多くの友達と交わりながら、人間としての素地ができます。**

園という集団生活の中では、自分で判断し、適応していかなければなりません。時には、甘えやわがままが通らず泣くこともあるでしょう。人間関係の中で他の人の気持ちもわかるようになってきます。

② **みんなで使う経験を通して、社会性が育ちます。**

一人遊びのときと違って、友達と遊ぶ場合、自分の思いは100%生かされないかもしれません。しかし、そこには限られた条件の中で、創意と知恵と技を出すことができます。

③ **しっかりした生活のリズムを身につけることができます。**

生活習慣は、毎日のたゆまない繰り返しによって身につけてゆくものです。入園することで、生活リズムの確立ができます。

④ **豊かな出会いを通して、興味や探究心が育ちます。**

幼稚園は子どもが本来持っている好奇心や冒険心を十分引き出し、生き生きとした活動に取り組むことを目的としています。そのため、いろいろな物事との豊かな出会いを心がけています。

⑤ **友達への思いやりが育ってきます。**

園生活の中で友達とかかわることにより、友達への思いやりも育ってきます。そのためには、お子さんがたとえ他の子どものように要領よく出来ないことがあったとしても、お子さんの良さを認め、励ましてあげることが必要です。逆に弱いものいじめをすることがあれば、相手の立場に立って考えることを教えていかなければなりません。

⑥ **意思表示が確かになっていきます。**

自分でしゃべらなければ事が運びません。友達とのやり取りのなかで、自分の意思をはっきり伝える言葉と話し方が少しずつ身につけていきます。



基本的な生活習慣について

【生活】

- ・ 早寝早起きの習慣をつけましょう。(時刻を決めて)
- ・ 衣服の着脱が一人でできるようにしましょう。



脱いだ服をたたむ。自分の服がわかる。靴の左右を間違えず履ける。

【清潔】

- ・ ひとりでできるようにしましょう。
- ・ やり方を教え、子どもと一緒にやってみましょう。

洗顔・朝晩の歯磨き・うがい(ブクブクうがい・ガラガラうがい)

【食事】

- ・ 朝食をきちんと食べるようにしましょう。
- ・ 箸を使って、ひとりで食べられるようにしましょう。
- ・ できるだけ好き嫌いを無くし、何でもよく噛んで食べられるようにしましょう。

【用便】

- ・ 大便是、毎朝決まった時間にするように習慣づけましょう。
- ・ 大便後の始末が、自分でできるようにしましょう。
- ・ トイレの後は、水を流すようにしましょう。
- ・ トイレの後は、手を洗うようにしましょう。
- ・ 3歳児の方は、なるべくおむつを取ってください。



トイレットペーパーを使いお尻を拭く。

【言語】

- ・ 名前を呼ばれたら「はい」と返事ができるようにしましょう。
- ・ 自分の名前を正しく覚え、言えるようにしましょう。
- ・ あいさつができるようにしましょう。
- ・ 人の目を見てお話をしたり、聞いたりできるようにしましょう。



おはよう・こんにちは・かえりました・さようなら・ありがとう・ごめんなさい

【健康】

- ・ 虫歯や病気のあるお子さんは入園までに治療をしておいてください。
- ・ 入園後は疲れやすいので、特に気をつけて見てあげましょう。
- ・ 初めての環境で子どもたちは疲れていますので、食欲や睡眠や排便や活動力等に留意してください。

おしらせ・おねがい

○登園・降園について

- 1 時間を守ってください。登園時間は8：30～8：50です。子どもたちが楽しく遊ぶためにみんなと一緒にスタートすることが大切です。子どもたちにも時間を守る大切さを教えてください。欠席の電話も、この時間帯にお願いします。
- 2 家族以外の方が迎えに来られる場合や、近くの方をお願いする場合は、担任に連絡してください。(お子さんの安全確保のため、園から確認の連絡をさせていただくこともあります。)
- 3 登降園の時は、必ずテラスの前まで来てください。
- 4 4・5歳児は4月8日に給食が始まり14時の降園になります。また、3歳児は、5月7日から給食が始まり14時の降園になります。給食が始まったら保育時間が長くなり疲れますので、給食が始まってすぐはご家庭でゆっくりと過ごせるようにご配慮をお願いします。



※3歳児の給食開始は5月7日としています。

○持ち物について

- 5 毎日持ってくるものは、通園バッグ(リュック)、出席ノート、連絡帳、お知らせ袋、コップ(袋に入れて)、ハンカチ、ポケットティッシュです。
3歳児は手拭タオルを持って来てください。
ハンカチ、ティッシュは名前を書き、ハンカチはポケットに、ポケットティッシュはリュックに入れておいてください。
- 6 遊びの後やのどが渴いた時、お弁当を食べる時は、自分の水筒のお茶を飲みます。毎日水筒を持って来てください。夏場は、お茶を多めにお願いします。
- 7 持ち物、下着、くつ、ソックス等には名前をはっきりと書いてください。
- 8 手さげ袋(絵本袋)は持ち帰った翌日には、園へ持って来てください。

○園だよりについて

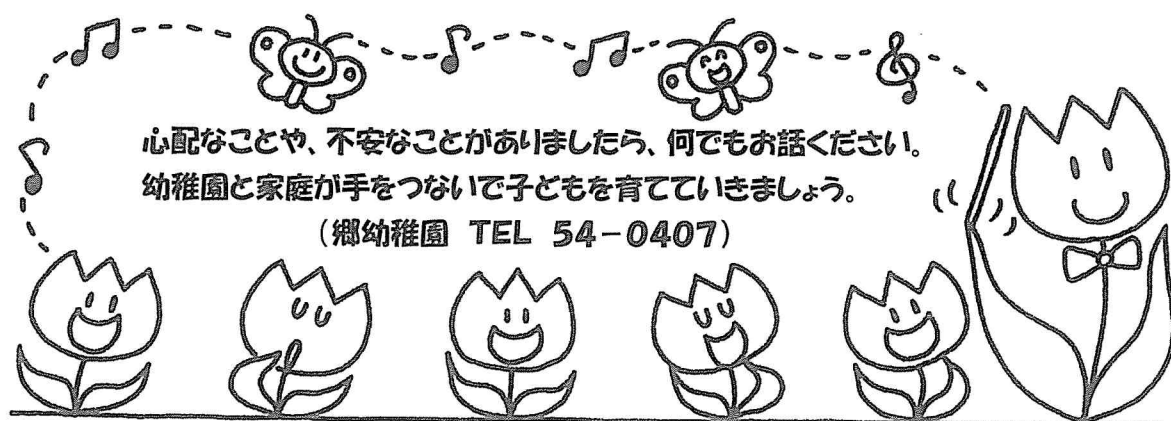
- 9 園だよりは、園と家庭をつなぐおたよりです。行事予定、連絡事項、保育に関すること等お知らせします。
- 10 園からのおたよりは、どんな小さなものでもよく読んでください。おたよりを自分から出せるように、言葉をかけてあげてください。

○欠席・薬の服用について

- 1 1 病気のときは休むのも、大切な保育です。機嫌がよくても37.5度以上の熱がある場合は連絡しますので、お迎えをお願いします。
はしか・耳下腺炎・水痘・インフルエンザ・コロナウィルス感染症等の病気は**出席停止**扱いになります。必ず園に連絡し、出席停止の用紙をもらってください。医師の治癒証明書が出たら、登園させてください。(インフルエンザ、コロナについては保護者証明書)
- 1 2 投薬は原則として園では行いません。やむを得ず、園で薬を服用しなければならないときは、薬服用依頼連絡票に記入し、薬とともに担任に渡してください。用紙は園にあります。

○その他

- 1 3 PTA会費、クラス費、給食代、牛乳代等の費用は集金しますので、つり銭のいらないうちをお願いします。毎月20日前後が集金日です。
- 1 4 保育時間中の電話は、緊急の場合以外にはご遠慮ください。お子さんの健康・その他についての連絡は、登降園時をお願いします。家庭で腹痛や熱が出た場合も担任にお知らせください。
- 1 5 降園後に園庭で遊ぶときは、危険やトラブルがないよう保護者が目を離さないようにしてください。また、駐車場は車が動きますので十分に注意して、お子さんから目を離さないでください。そして、駐車場で遊ばないようにしましょう。また、車に乗る時は必ずチャイルドシートの着用をしてください。
- 1 6 欠席した場合、給食・牛乳は配付しません。ご了承をお願いします。長期にお休みする場合は担任に連絡をお願いします。欠食の手続きをします。
- 1 7 「○○したら、先生に怒られるよ」「幼稚園にいけんよ」など子どもが不安になるようなことは言わないでください。「○○したら、きっと先生がほめてくれるよ」「○○してくれたらうれしいな。先生も喜んでくれるよ」など、幼稚園が楽しみになる、安心できる言葉かけをお願いします。



準備物についてお願い

★新入園の方が入園式までにご準備ください。

- ◎ コップ
- ◎ コップ袋・・・自分のコップに合わせた大きさ
- ◎ シューズ（上履き用）・・・白を基調とした靴
- ◎ シューズ袋・・・自分のシューズに合わせた大きさ
- ◎ 手拭きタオル・・・ハンドタオルの大きさ 毎日持って帰ります。（3歳児のみ）
- ◎ のりの手拭き・・・ハンカチをご用意ください。園で預かります。（3歳児のみ）
- ◎ 各自でお茶を持参してもらいます。水筒を準備してください。
- ◎ 汚れた物を入れますので、ナイロン袋に名前を書いて着替え袋に入れてください。ときどき様子を見て補充もお願いします。
- ◎ 幼稚園では、プール遊び・クッキングなども行います。早めにお願いますので、水着・エプロンなどの準備をよろしくお願います。



★下記の物は給食が始まるまでにご準備ください。

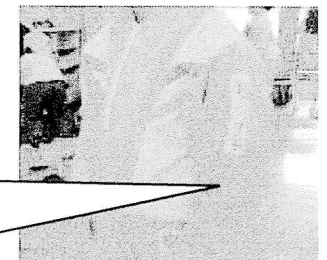
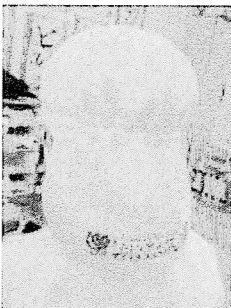
- ◎お弁当箱 ◎箸・箸箱 ◎おしぼり ◎ランチョンマット ◎お弁当袋（ハンカチ）

名前の書き方と場所について

◎帽子

◎ユニフォーム

※現在は名札に園章はないです。

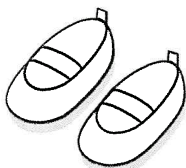


首をガードするところに名前を書いてください。

フルネームひらがなで記名し縫い付けてください。
サイズは8×4cm白い布に縦書きでお願いします。

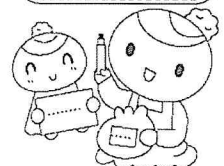
肩口から3cm下より縫い付けてください。

◎シューズ



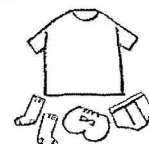
◎そのほかの用品は、よく目立つところに名前を書いてください。
クレパスやマーカー等には1本ずつ名前を書き、ケースには底・ふたに書いてください。

名前をつけましょう



上から見てすぐわかる位置に名前を書いてください。

下着や靴下などにも名前を書いてね



給食について

郷幼稚園では令和5年度より、PTAの自主運営という形で「給食」を実施しています。園には調理室および配膳室がないため、業者に依頼(おかずのみ)し、調理したものを教室で園児が持参した弁当箱(白ご飯のみ持参する)に配膳し「給食」として実施しています。また、120mlの牛乳も提供しています。発注や集金等の事務は、PTA事務局の園長が担当しています。

1 給食のめあてと意義について

- 集団の中で、同じものを同じ時間に同じように食べる経験を通して、社会生活に必要な食事のマナー等を自然に身に着ける。
- 食材に含まれる栄養素をともに学びながら、安全で健康な食生活を送るための基礎を培う。
- 当番活動や係活動を通して、他者への思いやり、責任感の基盤を養う。

2 請負業者および給食費について

- | | | |
|-------|--------------|------------------|
| ○ 業者は | すみれ会配食サービス | 森永鏡野ミルクセンター小座456 |
| | 津山市宮部下326-6 | 鏡野町小座456 |
| | 0868-57-7230 | 0868-54-0896 |

給食費は平均して月 5,000 円程度です。(牛乳 120ml小パック も含める)

月々の教育日数の違いで月ごとに金額は変わります。集金日に集金します。他の教材費等の集金とともに集金させていただきます。

3 その他

- お弁当箱に、ご飯のみ詰めて持たせてください。
- 食品アレルギーについては、業者の方にお伝えして調理していただきますが、前もって献立を教えてくださいることができませんので、その日に職員が確認し、不安な献立については、ご家庭に相談の上、その献立を外させていただくことがあります。
- 月1~2回程度、わくわく会食やクッキングを実施します。その際は、業者への注文を止め、給食費もその分を引いた集金となります。
- その他特別な行事(園外活動等)の際は、お弁当をお願いすることがあります。その際は、業者への注文を止め、給食費もその分を引いた集金となります。
- 検食は30分前に園長が実施し、検食票を整えています。

給食につきましては、改善を重ねながら進めていきます。ご理解、協力をお願いいたします。また、気づかれた事やわからないことがあればご遠慮なく園にお尋ねください。

令和8年度 預かり保育について

鏡野町立郷幼稚園

○ 預かり保育の対象者

- 郷幼稚園に通園している園児で、保護者の就労や都合により不在の場合などにより預かり保育を希望する者を対象とします。

○ 事由のある場合のみ預かり保育を利用できます。預かり保育の事由については次の通りです。

- 保護者が就労のため、子育て支援が必要と認められるとき。
- 家族の病気及び通院等により、家族で保育が困難な状況と認められるとき。
- 保護者に急用が生じ、家庭での保育が困難な状況と認められるとき。
- その他園長が必要と認めたとき。(特別な事情による)



○ 預かり保育期間及び時間について

- 原則として、土曜日・日曜日・国民の休日・8月13日～15日・年末年始の12月29日～1月3日を除くものとし、行事等で幼稚園の保育時間が変更になる場合や行事の都合や準備などによっては、預かり保育を中止することもあります。(入園式・卒園式も預かり保育は実施しません。)
- 在園する4・5歳児は、4月2日より預かり保育を開始します。新入園の4・5歳児については入園式の翌日より預かり保育が利用できます。3歳児は、4月は預かり保育をいたしません。お弁当が始まる5月の連休明け(お弁当開始)より預かり保育を利用できます。
- 預かり保育の時間は、原則として3・4・5歳児とも降園時～17時までとします。長期休業中は8時30分～17時です。

○ 預かり保育料について

- 預かり保育料は、1日が300円です。長期休業中(春休み・夏休み・冬休み)の預かり保育料は1日500円です。

預かり保育料は、300円×日数(長期休業中は500円×日数)になります。

- 預かり保育の集金は、毎月の集金と一緒にお願いします。
- 長期休業中の保育教材費として、別途に教材費を徴収させていただく場合もありますので、ご了承ください。

○ 申請書及び月預かり予定表について

- 預かり保育を希望する保護者の方は、預かり申請書(利用日数が多い場合は預かり予定表)に必要な事項を記入の上、毎月20日までに提出をしてください。また、必ず預かり保育を希望する理由を記入してください。(預かり保育を希望する日が1日の場合は、預かり申請書を提出してください)
- 預かり予定表に記入された日以外で預かりを希望される場合や、預かり保育を取り消す場合は、前日までに連絡をしてください。(急な預かりの変更については、受け付けられない場合があります)
- 預かり申請書の緊急連絡欄には必ず連絡が取れる連絡先をご記入ください。

○ 傷害保険について

- ・ 預かり保育もスポーツ振興センターの災害給付の対象となる、「学校の管理下」に含まれます。ただし、保護者の送迎については、保険の対象になりません。

○ 預かり保育の場所

- ・ 郷幼稚園の保育室及び遊戯室で行います。

○ お弁当について

- ・ 給食のない日に預かりをする場合は、お弁当を持たせてください。

○ その他

- ・ 気象状況が悪くなり、警報が発令された場合は、預かり保育は中止となります。また、保育中に警報が発令され、保育時間が短縮された場合も、預かり保育は中止となります。その場合は、緊急連絡をいたしますので、速やかにお迎えをお願いします。
- ・ 子どもの体調が悪い場合は預かり保育を断ったり、早めにお迎えをお願いしたりする場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 通常のお迎えが遅れた場合は、申し訳ありませんが預かり保育代金をいただきます。遅れた場合は、幼稚園に連絡をして、速やかにお迎えをお願いします。
- ・ 不明なことがありましたら遠慮なくおたずねください。

○ 無償化事業について

国の無償化事業により、以下の要件に該当する場合は無償化の対象となり、申請が通った場合には預かり保育料が無償となります。詳しい申請条件や申請書を必要とされる方は、幼稚園まで申し出て下さい。

● 保育の必要性がある方とは、保護者の方が次の要件に該当する場合です。

- ① 1ヶ月に48時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠中、または出産後間がないこと。
※ 認定期間は、予定日の前8週の属する月の初日から出産後8週の属する月の末日まで。
- ③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 就学していること。（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ⑦ 求職活動（起業準備を含む）であること。
※ 認定期間は、認定開始日から90日目の属する月の末日まで。
- ⑧ 虐待やDVの恐れがあると認められること。
- ⑨ 育児休業中（父または母の育児休業開始日に、すでに在籍している児童であること。）
※ 認定期間は、育児休業対象児が1歳6ヶ月になる年度末まで。
- ⑩ その他鏡野町が認める事由に該当するもの。
※ 日常の家事・育児は保育の利用を必要とする要件にはなりません。

感染症等による出席停止について

学校保健安全法第 19 条により、児童・生徒・園児が感染症にかかった場合に本人の休養と周囲への蔓延・流行を防ぐため出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっている。

学校感染症とその出席停止期間

	病 名	出 席 停 止 期 間	
第 1 種	エボラ出血熱 クリミヤ・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ (H5N1 型)	治癒するまで	
	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く) コロナウイルス感染症		発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日 (未就学児は 3 日) を経過するまで 登園には保護者の証明書が必要です
	百日咳		特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性 物質製剤による治癒終了まで
	麻疹 (はしか)		解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好に なるまで
	風疹 (3 日ばしか)		発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)		全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)		主要症状消退後 2 日を経過するまで
	結核 骨髄性菌性髄膜炎		病状により学校医その他の医師において の感染おそれがないと認めるまで
	第 3 種		

その他、医師が必要と認める疾患の場合

※必要書類(治癒証明書等)を準備しますので、幼稚園までお知らせ下さい。

災害給付制度について（スポーツ振興センター災害共済）

子育て支援課

幼稚園管理下における負傷等の医療費は「乳幼児、児童及び生徒医療費公費負担制度」は利用できません。

幼稚園でけがをした場合の医療費は、

日本スポーツ振興センター災害共済で！

鏡野町では、鏡野町立小・中（幼稚園）へ就学（就園）している児童、生徒、園児には、万が一、学校管理下幼稚園管理下において不慮の事故（※通学途中を含みます）で負傷等をした場合に備え、「日本スポーツ振興センター」に加入しています。

万が一、幼稚園管理下において負傷等をおって病院等を受診する時は、幼稚園にご連絡ください。

幼稚園でのケガ等で病院を受診した場合は、「こども医療費受給資格者証」を利用せず、医療機関

の窓口でいったん請求される医療費の自己負担分をお支払いください。

後日、幼稚園を通じて手続きを行うことで、災害共済金（医療保険並びに療養に要する費用の4/10）が支給されます。

初診から治癒までの医療費に自己負担金+薬代が

1, 500円以上・・・日本スポーツ振興センター災害共済金の対象となります

※ただし、保険外診療の費用は対象になりませんのでご注意ください。

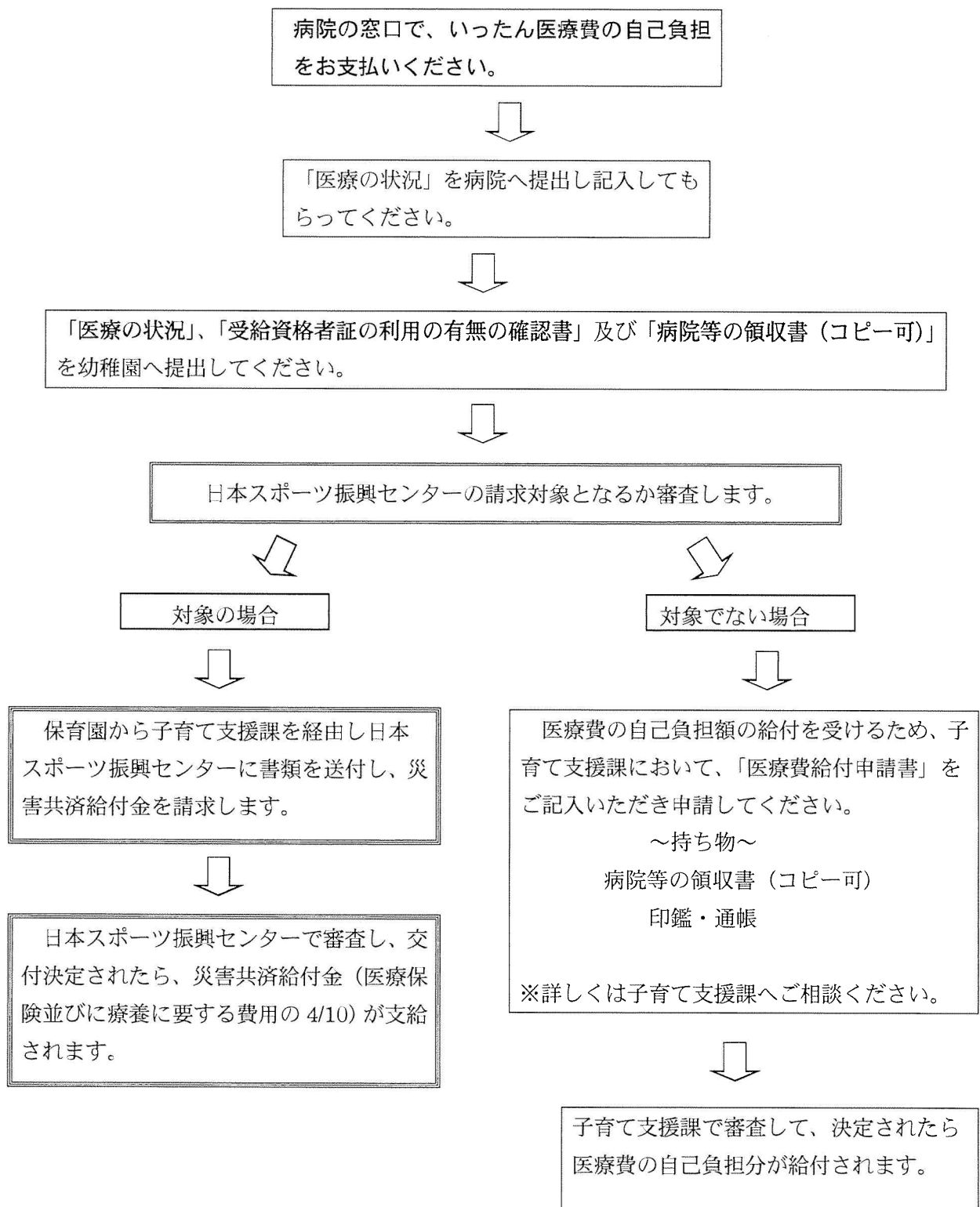
（時間外診療、救急外来費用、整骨院などでの治療用品などは保護者負担）

1, 500円未満・・・保険証+こども医療費受給資格者証を提示してください。（自己負担なし）

※医療費の自己負担を支払ったが、日本スポーツ振興センターの災害給付が認められなかった場合でも、病院等の領収書、印鑑、通帳をもって子育て支援課で手続きすると医療費の自己負担が給付されます。

ご不明な点がありましたら、幼稚園又は子育て支援課（54-2991）までご相談ください。

幼稚園管理下においてケガ等をして病院で受診した場合のフロー図



注1 学校管理下（幼稚園管理下）けがの診療で初診から治癒までの間の医療費総額が5,000円未満（1,500円の支払いの場合は、子育て支援課において「医療費給付申請書」により、自己負担分が支給されます。

注2 保険外診療の費用は対象になりません。